

「生きがい通信」門番さくら組 ができるまで。

生きがい通信

創刊号
 発行人 森の靴屋

お城の門番 できたきっかけ

お城の門番ボランティアができたきっかけは、現在、姫路城の内堀を渡ってすぐにある大手門から姫路城ですが、無料ゾーンということもあり、有料ゾーンまで世界文化遺産に来ているという事に観光客の方が多い認識していないような気がした事と、結果として姫路城周辺の観光マナーの低下にもつながっているのではないかと考えたのが始まりです。

そこで、門番が観光客を迎えることで、ここから姫路城だということ意識を観光客の方に持っていたらいいかなと、姫路城観光の気持ちが高まり、観光マナーもよくなるのではないかな？という思いがあり、NPO法人コムサロニ二十一が企画し、お城の門番メンバーを募集し、姫路観光ウィーク期間（十月終り十一月初頃）の約一週間を盛り上げよう！その思いを胸に陣出しました。



組頭 橋の本 りおの介さん

市民活動団体 「さくら組」設立

観光ウィークに参加したボランティアメンバーが、終了後も継続した活動を行ってほしいという、市民活動団体として活動することにしました。そして、姫路城で観光客におもてなしがしたい！姫路で生まれ育ったので地元へ恩返ししたい！メンバーそれぞれが市民活動に対する熱い想いを胸に、二〇一〇年三月一〇日に市民活動団体「さくら組」が設立されました。

【さくら組】は現在メンバー十五名、年齢層は五十代が中心となって活動中です。時には笑う門番として「モデル」になりました。

発行人のつぶやき
 組頭 橋の本 りおの介さんにお話を伺い、「最初は戸惑いはあったが、やってみると観光客の方に喜んでもらえて何より自分自身が楽しかった。」と笑顔でお話されたのが印象的でした。参加者は男女問わず年齢層も幅広く、初めて市民活動を行う方でも楽しく活動できる雰囲気だと思いました。
 森の靴屋



●お問い合わせ先 門番さくら組 ●担当 組頭 橋本 利雄(橋の本 りおの介) ●電話: 080-6177-1146まで

どのような活動をしていますか？

特定非営利活動法人愛ランドは現在、就労継続支援事業所(B型)として活動しています。障がい者の方の一般就労の機会拡大を図り、安心して働けるように、就労面と生活面の支援を行い、一般企業で就労したい人を対象とした就労支援プログラムで、一般就労が困難な心障がい者が通所し、仕事をしながら社会人として必要な作業知識と技能、生活習慣などを身につけるための就労訓練との二本柱で状況に合わせた支援を行っています。

きっかけは何ですか？

きっかけは障がい者の方のためにパソコン教室(新宮町の障がい者を対象としたパソコン、ワープロ教室)です。社会福祉協議会の委託を受け、パソコンに関する技術指導を行いました。障がい者の方の支援を行うというところに、その教室には、「一般の人と同じように働きたい。」と強く望む人たちがいることに気付きました。その中で、働きたいが通勤手段の問題、就労内容に制限があることの問題など、さまざまな課題があることを知らされ、それでもパソコンの技術を身につけ、健常者の方と同じように働くための一つの道具として

パソコンの技術を身につけたという人が何人か現れたとき、この教室だけでは十分サポートができないと感じ、就労の訓練をサポートするために愛ランドを設立しました。現在は、福祉会館で行っているパソコン教室は、今年で12年目にもなりますが、ボランティアの方も増え、毎週土曜日に行っています。特定非営利活動法人愛ランドが2004年5月20日認証後、就労面と生活面の広い支援を行うための新事務所が2005年2月26日に完成しました。パソコン教室だけでなく、手作りのパンの製造・販売や、園芸、農作物の栽培、交流喫茶の運営等、様々な活動を行うようになりまし。

障がい者の方の中には、一人で何でもやるうとして悩んでしまいがちな方もいるので、必要な時には他人の力を借りても大丈夫な事や、協力しあう事を学んでもらえるよう気をつけています。私たちは、人それぞれ「できる」「できない」があると思っておくことで、メンバーの自主性を最優先に考え、やればできる事は全力でサポートしてあげるように気をつけています。また、仕事柄病気の知識が身につくので、周りの人の少しの変化に気づき適切なアドバイスが力になれるようになりまし。



パソコン就労訓練の風景

質問コーナー

- Q 事業年度をまたがった事業にかかる助成金は未収金に計上すべき？
- A 収入の計上時期は事業の完了により対価の請求権が確定したときとするのが原則です。それ以前に入金したら前受金、入金が遅れたら未収金として計上します。事業が決算期をまたがるとき、支出は収入の計上される期に計上するようにします。つまり、収入は翌期という場合の経費は前払金とし、収入が計上される期に費用に振り替えます。逆に収入は計上されているのに経費の支払が翌期になる場合は未払金を計上します。(参考資料：NPOWEB 抜粋)
- Q NPO 法人活動を一時休止したい、一時休止はできますか？
- A NPO 法人では活動の一時休止に関する規定はありません。ですので、解散しなければ活動をしたいなくても総会は開催しないといけません。また、所轄庁に活動しなかった旨の報告書、収支計算書や財産目録、役員名簿、等の活動中に毎年出していた書類も引き続き提出する必要があります。所轄庁への報告を怠れば、第49条により20万円以下の過料に処せられる事があります。



2 施設の外觀



パン製造の風景

特定非営利活動法人愛ランド
 事務所&作業所
 兵庫県たつの市新宮町中野庄80番地
 TEL 079-176-2686
 営業時間 9時~17時